木質バイオマス事業について

グリーンケミカル㈱および㈱ジュオンが実施した木質バイオマス事業について、 平成26年12月以後の取り組みをお知らせします。

> 林業振興課 **☎**0824 - 73 - 1130

ラント整備事業(以下「補助事業」と 市の取り組み状況をお知らせします。 いて説明したところですが、その後の いう。)の中止決定と補助金返還につ 広報紙などで木質バイオマス利活用プ 市は平成26年11月に、

・止した以後の取・質バイオマス利 市民説明会 り組み、活用プラント整備事業を

①市は国に補助金返還

られました。 付決定の取り消しと補助金返還を求め ㈱の補助金適正化法違反があったとし 分(2億3806万1169円) て、12月に中国四国農政局から不適正 市は補助事業で、グリーンケミカル の交

2億3806万1169円を国に返還 発生することから、市は12月19日に までに返還しない場合は延滞金も も市が返還義務を負い、納付期限 リーンケミカル㈱の違反であって 補助金適正化法によると、 グ

②事業実施主体を破産申立

中止分(2億1262万3952円) (2億3806万1169円) グリーンケミカル㈱に不 合計額4億5068万5121円の 市 12月に事業実施 一適正分 と事業

ないことから、

補助金返還の扱い㈱ジュオンが実施

て、 とをお知らせします。 ラー施設整備事業およびバイオエタ リフレッシュハウス東城チップボイ ノール実証実験設備整備事業につい 平成19年度に㈱ジュオンが実施した 市から国への補助金返還がないこ ㈱ジュオンの破産廃止の確定によ

①㈱ジュオンの破産廃止確定

格が消滅しました。 月19日に破産手続が終結し、平成27年 理が行われていましたが、平成26年12 月28日の破産手続開始決定から破産処 1月28日には破産廃止が確定し、 ㈱ジュオンについては、平成23年4

期限までに補助金返還されないこ に債権者として同社の債権者破産を広 1135万2879円も返還されてい と、また、事業計画変更に伴う返還金 補助金返還命令を行いました しかし、同社から納付および督促 市は平成27年1月30日

処理が進められます。 リーンケミカル㈱の財産売却など破 人弁護士により、債務額の把握や いました。今後は選任された破産管財 ンケミカル㈱の破産手続開始決定を行 島地方裁判所へ申し立てました。 広島地方裁判所は2月24日、 グリー

として広島地方裁判所に届け出を行 ル㈱に対する補助金返還命令額を債権 今後、市は3月19日グリーンケミ 債権回収に努めます。

た補助事業 0

②配当結果と補助金返還の扱い

が、配当はありませんでした。 1776万110円を求めていました 実証実験設備整備に係る補助金返還 プボイラーおよびバイオエタノール 判所にリフレッシュハウス東城チッ 市は、破産手続きの中で広島地方裁

知を受けました。 らこのことに対して異議はないとの通 四国農政局に報告したところ、同局か 国への返還額も0円となることを中国 市は、配当が0円であったことから、

プボイラーはペレットボイラーに改 なお、リフレッシュハウス東城チッ 本年1月から稼動を開始していま